



令和6年度喜茂別町住民税非課税世帯 支援給付金（3万円／1世帯） 子ども加算給付金（2万円／児童1人につき） のご案内

■令和6年12月13日時点（基準日）において、喜茂別町に住民登録がされており、世帯全員の令和6年度の住民税（均等割）が課税されていない世帯（市町村民税非課税世帯）に対して、1世帯あたり3万円を支給します。

■給付対象世帯に18歳以下の子ども（平成18年4月2日以降生まれ）がいる場合、子ども1人につき2万円を加算して給付します。

※ただし、次に該当する世帯は対象外になります。

○世帯全員が住民税課税者の扶養親族等のみからなる世帯

○既に他の自治体で同趣旨の給付金を受給した世帯

給付金の支給額

- ・1世帯あたり 3万円
- ・児童1人あたり 2万円を加算

給付金の支給時期

役場に確認書が届いた日から
1～2週間後が目安です。

支給対象と申請の有無

役場から書類が届きます。詳しくは次のとおりです。

対象と見込まれる世帯には、3月上旬頃に支給要件確認書を送付する予定です。
内容をご確認の上、必要事項を記入し、同封する返信用封筒により返送してください。
確認書等の提出期限は、令和7年4月30日（水）です。



詳しくは裏面へ

給付金の支給手続き

支給対象世帯確認フローチャート

令和6年12月13日時点で喜茂別町に住民票がある。

いいえ

はい

世帯の全員が、令和6年度市町村民税均等割が課税されていない。

いいえ

はい

世帯全員が課税者の扶養親族のみで構成されている世帯ではない。

例：別居の親、子等から扶養されている。
単身赴任の課税者から扶養されている。

いいえ

はい

他市町村において同主旨の給付金を受給していない。

いいえ

はい

支給対象外

令和6年度喜茂別町非課税世帯支援給付金の対象と見込まれます。

役場から支給要件確認書を送付します。

なお、上記に該当する方で令和6年1月2日以降に転入された方は申請が必要です。申請書に必要事項を記入して、添付書類（本人確認書類、通帳の写し等）と一緒にご提出ください。



住民税非課税世帯給付金の

「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！



自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、すぐに110番通報するか、警察署にご相談ください。◎**倶知安警察署：☎22-0110**

注意：確認や申告の内容が誤っていた場合、支給済みの給付金の返還を求められることがあります。意図的に虚偽の確認をした場合、不正受給（詐欺罪）に問われる場合があります。

問合せ先

喜茂別町役場元気応援課福祉係



直通

0136-55-5101